

(別 紙)

2022.09.05 改定

紹介手数料の返戻金制度について

※弊社は、求人社(者)へ紹介した求職者が、業務開始後6ヵ月以内に、明らかに当該求職者の責による解雇、もしくは、自己都合により退職、または契約解除などの場合、受領した紹介手数料の内、下記の金額を求人社(者)に返戻いたします。但し、返戻金は下記記載の通り、勤務期間により異なる(三通り)ものとします。

※但し、求人社(者)の責めによる退職、解雇、もしくは求職者の死亡など、不測の事態による退職のような場合は、本制度は適用されません。

- ◆入社1ヵ月以内の退職の場合： 紹介手数料の80%
- ◆入社3ヵ月以内の退職の場合： 紹介手数料の50%
- ◆入社6ヵ月以内の退職の場合： 紹介手数料の10%

許可番号： 04-ユ-300167

宮城県仙台市若林区新寺 2-2-11 新寺 211 ビル2F

一般社団法人 きゃりぼーと仙台